

鳥取県ふるさと納税受付等業務委託プロポーザル審査要領

鳥取県ふるさと納税受付等業務委託を実施するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案書の審査を以下のとおり実施する。

1 審査会の設置

- (1) 審査会の名称 鳥取県ふるさと納税受付等業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）
 (2) 構成人数 審査員の数は県職員 3 名とする。

2 審査方法

提出された企画提案書等について、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて審査する。

3 評価・選定方法

(1) 性能点の審査方法

ア 性能点は、各委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに 5 段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点（130 点満点）を得点とする。

【評価項目】

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
業務遂行能力	業務を適正かつ確実に遂行する体制（寄附者情報の適切な管理、従事職員数、業務フロー等）を有しているか。		56点
	① 使用する寄附者情報管理システムの機能は十分であるか	4点（×2）	
	② 個人情報、特定個人情報保護に留意して寄附者情報を適切に管理できるか	4点（×2）	
	③ 寄附金受領証明書等の寄附者への配布物の作成及び送付を適時、正確にできるか	4点（×2）	
	④ 寄附者等からの問合せだけでなく、相談・苦情その他トラブルに対して責任を持った対応ができるか	4点（×2）	
	⑤ ポータルサイトのページ作成、運用、保守管理を適切に行うことができるか	4点（×2）	
	⑥ お礼の品の発注、在庫管理、発送管理を適正に行うことができるか	4点（×2）	
	⑦ パートナー企業からの問合せについて対応できる内容や範囲は十分か	4点（×2）	
寄附増加につながる取組	提案者の強みを活かし、ふるさと納税制度の趣旨に反しない範囲において寄附を増加させるための独自性のある取組の提案があるか。		50点
	① ふるさと納税パンフレットのデザイン、内容についての改善案	5点（×2）	
	② 魅力あるパートナー企業の新規開拓や、既存お礼の品のブラッシュアップの取組	5点（×2）	
	③ ポータルサイトの視覚的魅力度の向上及び閲覧数の向上に資する改良	5点（×2）	
	④ リピーター獲得のための取組	5点（×2）	
	⑤ 効果的な広報戦略	5点（×2）	
業務実績	類似業務（ふるさと納税に係る受付業務及び証明書発行等の事務処理業務）について他自治体等での業務実績	4点（×2）	8点
県内業務	鳥取県に事務所を構えて業務を行い、雇用・産業創出に貢献しているか	2点（×4）	8点
安定的な業務実施	本業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	2点（×4）	8点

個人情報の漏えい等の有無	過去2年間に受託業務における個人情報の漏洩等の事件を発生させていないか。	有の場合 －5点	0点
合計130点			

【評価点】

評価点	業務遂行能力	寄附増加につながる取組	業務実績	県内業務	安定的な業務実施
5点	—	非常に優れている	—	—	—
4点	仕様書の要件を非常に大きく上回る優れた提案である	優れている	—	—	—
3点	仕様書の要件を大きく上回る優れた提案である	標準的である	—	—	—
2点	仕様書の要件をやや上回る優れた提案である	劣る	類似業務実績が十分にある	大半の業務を鳥取県内で行う	安定的な業務実施が十分に期待できる
1点	仕様書の要件を満たした提案である	非常に劣る	類似業務実績がある	一部業務を鳥取県内で行う	安定的な業務実施が期待できる
0点	仕様書の要件を満たしていない	該当する取組みがない	類似業務実績がない	鳥取県内では業務を行わない	安定的な業務実施が期待できない

イ アで得られた各審査員の得点の平均点を当該企画提案書の性能点の得点とする。

ウ 原則として絶対評価により評価する。

エ 評価項目「業務遂行能力」及び「安定的な業務実施」については、評価点を「0」と付した審査項目があるときは、審査会で協議し、総合得点にかかわらず最優秀提案者として選定することができないと判断した場合は、失格とすること。

(2) 価格点の審査方法

企画提案時の見積（想定）価格を以下の計算式に当てはめて得られた得点を価格点とする。

評価項目	評価の基準	満点
見積（想定）価格	$\text{配点} \times \left[1 - \frac{\text{見積額}}{\text{見積上限額}} \right]$ ※見積上限額を超える見積額は失格	10点
合計10点		

(3) 順位の決定

性能点と価格点を合計し最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。ただし、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。